



西東京市
農産物キャラクター
「めぐみちゃん」

農業委員会だより

西東京市の風と緑～

第22号

編集・発行 西東京市農業委員会
(保谷庁舎)

住所:西東京市中町1-5-1
TEL:042-438-4044(直通)

平成29年1月、農業委員会法改正後初めての西東京市農業委員会の改選が行われ、前期に引き続いて会長職に就任いたしました。会長職は今期で3期目となりますが、過去2期6年の間に、会長職として法律的知識も必要と考え、慶應大学法学部を卒業しました。特に在学中、都市農業に関するテーマで5万字の卒業論文を執筆しました。この論文作成で得た知識を今期の農業委員会活動に活かしていきたいと思っております。

現在、都市農業は、生産緑地法等の改正、地域社会における営農環境の変化等、変革の時期を迎えています。こうした状況の中、農家の皆様に、農地の適正なる肥培管理をお願いするとともに、地域社会の中で少数派となった農家の立場をできるだけ尊重するという姿勢で取り組んでいきたいと思っております。

今期の農業委員会に対しましてご理解とご協力をお願い申し上げます。



西東京市
農業委員会 会長
村田 秀夫

村田 秀夫

農業委員の皆さまを紹介します！



() = 部会
※ 敬称略

上段左から、本橋 茂夫(編集)、下田 武志(編集)、岩崎 秀夫(農地)、内田 富行(運営)、富岡 誠一(運営)、蓮見 一夫(農地部会長)、青木 隆夫(編集)、土方 和雄(農地)、中野 芳雄(編集)、野口 勝之(運営)、土方 孝一郎(農地)、下段左から、櫻井 正行(運営)、大谷 孝良(編集部会長)、鶴野 美代子(農地)、後藤 光藏(農地)、村田 秀夫(会長)、保谷 隆司(会長職務代理)、下田 秀機(運営部会長)、蓮見 直行(編集)

- 運営部会:農業委員会活動、表彰、視察、研修会等について担当しています。
- 農地部会:農地利用状況調査(農地パトロール)、肥培管理に関する情報集約、農地管理基準の運用管理、納税猶予適用農地の取扱いに関する状況把握について担当しています。
- 編集部会:「農業委員会だより」の編集、地域の農業経営に関する情報発信、農業者や消費者の意見、農業に関する事業などの紹介、農業振興計画に基づく情報提供などについて担当しています。

受賞おめでとう ございます。

各顕彰・表彰受賞者

「第58回東京都農業委員会・農業者大会」及び「平成28年度北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式」において、市内の農業者の皆さまが表彰を受けられました。受賞された方々をご紹介します。

第56回企業的農業経営顕彰
東京都農業会議会長賞

果樹部門

貫井 耕一・陽子 様

中町五丁目

「このような賞をいただき、心より感謝しております。今後も梨とぶどうのさらなる品質向上を目指し、頑張っていきたいと思えます。」



第36回農業後継者顕彰

全国農業会議所会長賞・東京都農業会議会長賞

小峯 邦夫 様

向台町四丁目

「農業委員の皆様のご推薦があったからこそこの賞で、誠に光栄でありがたく思っております。年々植木の流行が変わっていく中、それに合わせた生産や物造りをしていきたいと思えます。」



第43回農業委員会等功労者表彰

農業功労者感謝状

小林 和子 様

南町六丁目

「このような賞をいただき本当に光栄に思います。これから賞に負けないよう、良い小松菜の生産を頑張りたいと思えます。」



平成28年度北多摩地区農業委員会

連合会 優秀農業経営者表彰

高橋 雅則 様

芝久保町二丁目

「このような賞をいただき、心より感謝しております。今後は、植木の生産向上を図っていききたいと思います。」



平成28年度東京都農林水産振興財団新規就業奨励事業奨励賞 受賞者

下田 直広 様

富士町二丁目

「このような賞をいただき、誠に光栄です。今後も、父に学んだり、研修等でも勉強しながら、ぶどうなどの生産に力を入れていきます。」



第66回 関東東海花の展覧会 受賞者

銀賞

濱中 昇一 様

東町四丁目

種類名：ゼラニウム



銅賞

本橋 保昭 様

北町五丁目

種類名：プリムラ・ポリアンサ



生産緑地法の 一部改正案について

生産緑地法の一部改正を含む「都市緑地法等の一部改正」が、平成29年5月12日に公布されました。概要につきましては、左記の表をご覧ください。

1	生産緑地指定下限面積の緩和	条例制定により、300㎡まで引き下げることが可能となる。
2	一団性要件の運用緩和	公共事業等による行為制限解除により、要件を満たさなくなった生産緑地の解除は、隣接していない近隣の農地と合わせ一団とみなせるよう改善する。
3	生産緑地内に設置できる施設の追加	直売所や農家レストラン等が追加される。 ※相続税納税猶予制度は変更なし
4	特定生産緑地指定制度の創設	買取申出の開始時期を10年延長する、特定生産緑地指定制度を創設。生産緑地指定30年経過前に「特定生産緑地」に指定すること等が要件となる。

市内の農業者の皆さまに ご利用いただける 補助事業について

市の各種補助事業についてご紹介します。

1. 安全安心農業推進事業

各種肥料等資材（堆肥・有機質肥料・フェロモン剤）の購入に係る費用の一部を市が助成します。（補助率はそれぞれ総購入額の2分の1。上限金額は3万円。（認定農業者は6万円）。また、各資材ごとに、一世帯一年間で一度ずつの申請となります。）

2. 市産農産物等活用推進事業

市内産農産物の普及と、消費者に都市農業への関心と理解を深めてもらうことを目的として、市内で生産された農産物等を販売する際に用いる資材（市産産物キャラクターめぐるみちゃんを表示したものの）の購入に係る費用の一部を市が助成します。（補助率は総購入額の3分の2。上限金額は2万円。（認定農業者は4万円）。また、一世帯一年間で一度までの申請となります。）

3. 認定農業者経営改善支援事業

認定農業者が経営改善計画に定めた事業目標を達成する

ために必要な農業用機械（トラクター、耕耘機）などの購入に要する費用及び施設（ビニールハウス、防鳥ネット）などの整備に要する費用の一部を市が助成します。（補助率は総額の2分の1。上限金額は20万円。）

詳しくは市HPまたは、産業振興課までお問い合わせください。

農業体験農園に関する 補助について

農業体験農園開設にあたり、開設に係る費用の一部を市が助成します。（補助率は総額の2分の1。上限金額は20万円。）

詳しくは市HPまたは、産業振興課までお問い合わせください。



農業委員会を取り扱う 手続きについて

現在、農業委員会を取り扱っている手続きについてご案内いたします。

1. 農地法に関する各種手続き

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出

「相続」等で、農地を取得した場合に必要な届出です。

② 農地法第4条第1項第7号の規定による届出

農地の所有者が、自身で所有をしたまま農地転用を行う場合に必要になる届出です。

③ 農地法第5条第1項第6号の規定による届出

「所有権の移転」等を伴った農地転用を行う場合に必要になる届出です。

◎ 必要な書類等の詳細については、農業委員会事務局までお問い合わせいただくか、市のHPをご覧ください。

2. 相続税の納税猶予と生産緑地に関する各種手続き

農業委員会が発行する書類が「添付書類」として必要になる手続きについて、ご案内いたします。

① 相続税の納税猶予に関する資格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明

「相続税の納税猶予に関する適格者証明」は、農地等を相続又は遺贈により取得した方が、相続税の納税猶予の特例の適用を受けられる場合に必要となる証明です。

次に、「引き続き農業経営を行っている旨の証明」は、相続税納税猶予の特例の適用の継続を行うために、三年に一度、必要となる証明です(税務署より、三年に一度、文書にて通知があります)。なお、納税猶予の特例適用手続きの窓口は、国税庁となります。詳しくは、西東京市を管轄する東村山税務署へお問い合わせください。

②生産緑地に係る農業の主たる従事者証明

生産緑地法第10条の規定により、市長に対して生産緑地の買取り申し出を行う場合に必要となる証明です。なお、買取り申し出手続きの窓口は都市整備部都市計画課となります。詳しくは都市計画課へお問い合わせください。



直売所情報の市HPへの掲載について (掲載希望の農業者募集)

現在、市では、直売所を設置している市内農業者の皆様の情報を市HPに掲載するため準備をしているところです。

つきましては、「ぜひうちの直売所情報をHPに掲載してほしい」という方がいらつしやいましたら、市産業振興課までご連絡ください。



食品表示法に関する ご注意

平成28年10月1日から、生鮮食品や加工品等のパッケージ(容器包装)に「みかんはビタミンCを豊富に含む果物です!」といった栄養成分を明示して販売する際は、食品表示基準に沿った栄養成分表示を行うことが義務付けられるようになりました。従わない場合は、食品表示法違反となりますのでご注意ください。また、加工食品の表示にも注意が必要です。詳しくは、西東京市を管轄する多摩小平保健所へお問い合わせください。

(TEL)042-4503111

新しいぼり旗について

平成27年度に作成したのぼり旗を、より目立ちやすくするためリニューアルいたしました!自宅で農産物の直売所を経営されている農業者の方に配布いたします。ご希望の方は、保谷庁舎3階の産業振興課までお越しください。

(こののぼり旗は、一般の方には配布ができませんので、ご了承ください。)



ハクビシン、アライグマの 捕獲器の貸出について

市では、今年度より、農業者の方にハクビシン、アライグマを捕獲する箱わなの貸出しを開始しました。費用は無料で、設置期間は二週間以内となっております。捕獲後の回収も行います。詳しくは市環境保全課へお問い合わせください。



編集後記

農業委員会だより第22号はいかがでしたでしょうか。委員改選後初めてのメンバーでのお届けいたします。まもなく夏がやってきます。暑い中での作業が増えるかと思えますので、どうかお体にはお気を付け下さい。

また、今回よりJAの支部回覧にて配布することになりました。ご協力感謝いたします。これからも、地域の農業者の皆さまに役立つ情報の提供に努めてまいりますので、引き続きご愛読をよろしくお願いたします。

編集委員一同

